

山形セレクションブランドマーク管理要領

(目的)

第1条 この要領は、山形セレクション認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）第12条第3項の規定に基づき、山形セレクションブランドマーク（以下「ブランドマーク」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(ブランドマークの管理)

第2条 ブランドマークに関する商標権は県が所有し、その使用全般に関する管理を行う。

2 知事は、要綱第3条第1項の規定により指定した認定機関（以下「認定機関」という。）に対し、要綱第8条の規定により当該認定機関が認定を行った事業者及び県産品又は観光・関連サービス（以下「認定品」という。）に係るブランドマークの使用承諾及び指導等の管理を許諾する。

(ブランドマークの使用権限)

第3条 ブランドマークは、次の場合に使用できるものとする。

(1) 要綱第8条の規定により認定を受けた者（「認定事業者」という。）が、要綱及びこの要領の規定に基づき使用する場合。

(2) 認定事業者以外の者が、山形セレクションの認知度の向上のために使用する場合。

(表示)

第4条 前条第1項第1号の規定によるブランドマークの表示は、別記「山形セレクションブランドマークデザインマニュアル」（以下「マニュアル」という。）のとおりとする。

2 前項の表示にあたっては、実施要綱第8条第2項の規定による山形セレクション認定証に記載された認定番号を当該ブランドマークの左下部に表示するものとする。

(使用管理の許諾)

第5条 認定機関の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認定機関の指定を受けた日以降ブランドマークの使用承諾及び指導等の管理業務を行うため、ブランドマーク使用承諾等許諾申請書（別記様式1）により別に定める期日までに知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合、当該申請者が認定機関の指定を受け、かつ、前項の申請内容について適正と認められるときには、これを許諾し、ブランドマーク使用承諾等許諾通知書（別記様式2）により通知をするものとする。

(使用の届出)

第6条 第3条第1項第1号の規定によりブランドマークを表示しようとする者（以下「ブランドマーク使用者」という。）は、あらかじめ、ブランドマークを表示しようとする認定品の認定をした認定機関（以下「マーク使用管理者」という。）に対して山形セレクトブランドマーク使用届出書（別記様式3）を提出しなければならない。

(使用の申請)

第7条 第3条第1項第2号において、認定品の販売に際し、認定品に自らブランドマークの表示（認定品と一体をなす当該認定品の包装資材への表示を含む。）をしようとする者（以下「マーク表示販売者」という。）は、あらかじめマーク使用管理者に対して山形セレクトブランドマーク使用申請書（別記様式4）を提出しなければならない。

2 前項の表示はマニュアルのとおりとする。ただし、これによりがたい事情がある場合は、マーク使用管理者との協議のうえ、その指示に従うものとする。

(使用の承諾)

第8条 マーク使用管理者は、前条により申請のあった内容について適正と認められる場合は、これを承諾し、ブランドマーク使用承諾の通知をするものとする。

2 前項による承諾を行うにあたり必要と認める場合は条件を付すことができる。

(使用状況の報告)

第9条 ブランドマーク使用者及びマーク表示販売者は、認定品を出荷する年度におけるブランドマークの使用状況について、マーク使用管理者が定める日まで、山形セレクトブランドマーク使用状況報告書（別記様式5）により、マーク使用管理者に報告しなければならない。

2 マーク使用管理者は、前項の使用状況を取りまとめ、翌年度の5月20日まで山形セレクトブランドマーク使用状況報告書（別記様式5の2）により知事に報告するものとする。

(誤認の防止)

第10条 ブランドマーク使用者及びマーク表示販売者は、「山形セレクト」の認定を受けた製品又はサービス以外の製品又はサービスが、「山形セレクト」として認定を受けていると消費者等に誤認させるような方法でブランドマークを表示してはならない。

(使用料)

第11条 ブランドマークの使用料は無料とする。

(表示に要する経費負担)

第 12 条 ブランドマークの表示に要する経費は、ブランドマーク使用者又はマーク表示販売者が負担するものとする。

(事故、苦情等の処理)

第 13 条 ブランドマークの表示に関する事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、ブランドマーク使用者又はマーク表示販売者は誠意をもって、その責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

(適正使用の確保)

第 14 条 知事及びマーク使用管理者は、ブランドマークの使用状況について、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

(使用の中止)

第 15 条 知事及びマーク使用管理者は、ブランドマーク使用者又はマーク表示販売者が次の各号のいずれかに該当した場合又は該当するおそれのある場合は、ブランドマークの使用を中止させるものとする。

- (1) 実施要綱第 16 条第 1 項の規定により、認定が取り消されたとき
- (2) マニュアルに反して表示したとき
- (3) ブランドマークを不正に使用したとき
- (4) 第 13 条の規定による必要な措置を講じなかったとき
- (5) その他山形セレクションのブランド価値に重大な支障を及ぼす行為があったとき

2 前項の規定によるブランドマークの使用の中止により直接又は間接に生じた損失については、当該ブランドマーク使用者又はマーク表示販売者が自ら負担するものとする。

3 マーク使用管理者は、第 1 項の規定によりブランドマークの使用を中止させた場合、その状況を知事に報告するものとする。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、ブランドマークの使用にあたり疑義が生じた事項については、適宜、ブランドマーク使用者又はマーク表示販売者はマーク使用管理者と、マーク使用管理者は知事と協議のうえ、その指示に従うものとする。

附 則

この要領は、平成**18**年5月**24**日から施行する。

附 則

この要領は、平成**19**年**12**月**14**日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成**22**年3月**18**日から施行する。

(経過措置)

- 2 要綱第3条の認定機関が指定されていない品目に係るブランドマークの使用承諾及び指導等の管理については、最初の認定機関の指定の日までの間、改正前の要領の規定の例により知事が行うものとする。
- 3 要綱第3条の認定機関が指定されていない品目について、最初の認定機関が指定された日前にこの要領の規定により県が行ったブランドマークの使用承諾その他の行為のうち当該認定機関指定の際現に効力を有するもので、同日以後において当該認定機関が処理することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この要領の規定により当該認定機関がした使用承諾その他の行為とみなし、当該認定機関が管理を行う。
- 4 前2項に規定するもののほか、この要領の改正に伴い必要な経過措置は、別に定める。